

不正行為（の疑い）の報告に 関する規制

不正行為 (の疑い) の報告に関する規制

本規制は、告発者が不正行為 (の疑い) を報告する方法を規定している。コスンは、コスン社内で不正行為があると疑われる合理的な根拠を有する告発者に対して、それを報告するよう奨励している。これにより、コスンはそのような不正行為防止したり、停止するための措置を講じたりすることができる。コスンは、本規則を通じて、不正行為 (の疑い)、あるいは不正行為の疑いを誠意をもって報告した場合に、不当な扱いや措置を受けないことを告発者に対して明確にしたいと考えている。告発者は、必要な場合、匿名でCosun SpeakUpを介してコスン社内の不正行為 (の疑い) を報告することができる。Cosun SpeakUpには従業員である告発者もアクセスできるが、可能かつ適切な場合には、原則として、当該問題を上司または上級上司に報告することが推奨される。

1. 定義

この規則では次の定義が使用される。

「アドバイザー」 その立場により守秘義務を負い、告発者 (下記に定義) が不正行為の疑いについて秘密裏に相談できる者。

いずれの場合も、アドバイザーには、不正行為を報告するための連絡担当者、

(付録IおよびIIを参照)、Huis voor Klokkeluiders (オランダ内部告発者機関) の諮問部門のアドバイザー、弁護士、および経営コンサルタントが含まれる。

「コスン」 コスンおよびコスンが直接的または間接的に管理するすべての会社。

「従業員」 雇用契約に基づきコスンのために仕事を行う者、または報酬を得るために従属的な関係でコスンのために仕事を行う者 (例: 臨時従業員または有給の研修生など)。

「告発者」 コスン社内で、仕事に関連した状況において、不正行為の疑いがあることを認識した自然人。この仕事に関連した状況とは、公共部門または民間部門における将来、現在または過去の仕事に関連する活動に関係するもので、それを通じて、仕事の性質にかかわらず、コスン社内の不正行為に関する情報を入手することができ、そのような情報を報告した場合に、例えば、オランダの告発者保護法第17da条に定義されているような偏見に直面する可能性があるものを指す。当該自然人には、従業員 (上記を参照) と、従業員ではないが仕事関連の活動を行う、または行ったことがある人の両方が含まれる。例えば、自営業者、無給研修生およびボランティア、求職者、元従業員、サプライヤー、請負業者、下請け業者 (またはその責任の下で働いている人)、株主、および取締役会や監査役会のメンバーなどの管理機関の関係者などである。

「不正行為」不正行為には以下が含まれる。

- a. EU法（以下に定義）への違反または違反のリスク、または
- b. 以下の点で公共の利益に関わる行為または不作為：
 1. 具体的な義務を伴い、法定規制に基づき雇用主によって定められた法定規制または社内規則の違反または違反のリスク、または
 2. 公衆衛生、公共の安全もしくは環境に対するリスク、または公共サービスもしくは事業の適切な機能を脅かす不適切な行為もしくは不作為。

作為または不作為が単に個人的な利益に影響を与えるだけでなく、パターンまたは構造的な性質の一部である場合、たは作為または不作為が重大または広範囲にわたる場合、いかなる場合にも社会的利益が危険にさらされる。

コスン原則およびコスン社内に適用されるその他の規則または行動規範への違反も不正行為とみなされる。

「EU法違反」以下の行為または不作為：

- a. 違法であり、2019年10月23日の欧州議会および理事会指令 2019/1937 (OJEU 2019, L305) の第 2 条で言及されている重要な範囲に該当するEU法および分野に関するもの、または
- b. 前述の指令の第 2 条で言及されている重要な範囲に該当するEUの法令および分野における規則の目的または趣旨を損なうもの。

2. まずはアドバイスを求めますか？

2.1. コスンは、良い報告を準備することが難しいことを理解している。そのため、告発者、告発者を支援する人、および影響を受ける第三者（以下で説明されている通り）は、コスン社内での不正行為（の疑い）に関してアドバイザーに相談する選択肢を有する。コスンは、前述の人々に、アドバイザーとしての役割で不正行為を報告するための連絡担当者と相談する機会を提供する。また、例えば、Huis voor Klokkenluiders（オランダ内部告発者機関）のアドバイス部門からアドバイスを受けることも可能である。

「影響を受ける第三者」には以下が含まれる。

- a. 告発者と関係があり、かつコスンによって損害を受ける可能性のある者、または仕事関連の状況で告発者と関係がある個人または組織、また
- b. 告発者が所有する法人、告発者が勤務する法人、または告発者がその他の業務関連の状況で関係を有する法人。

3. 告発者は誰に連絡できるか?

3.1. 従業員による報告:

原則として、不正行為 (の疑い) がある場合には、従業員は上司または上級上司に報告する必要がある。(付録II を参照)。従業員は何らかの理由で不正行為 (の疑い) をその人物に報告したくない、または報告できない場合、不正行為を報告するための連絡担当者に連絡することができる。(付録I を参照)。

以下でさらに説明するように、従業員はいかなる場合でも、不正行為 (の疑い) を書面、電話、または Cosun SpeakUp (電話、ウェブサイト、またはアプリ) を通じて口頭で報告することができる。

従業員は、現場で報告書を提出するよう求めることもできる。必要に応じて、不正行為を報告するための連絡担当者または別のアドバイザーが、その問題に関する詳細情報を提供できる。

3.2. (すべての) 告発者による報告:

Cosun SpeakUpは (すべての) 告発者が利用可能である。

3.3. Cosun SpeakUpを介して提出された報告は、不正行為を報告するための連絡担当者に転送される。不正行為を報告するための連絡担当者は、取締役会、監査役会、および中央労働評議会との協議の後に、執行委員会によって指名される。

3.4. 報告が不正行為を報告するための連絡担当者に関連している場合、告発者はコスンの執行委員会の委員長に報告することができる。

4. Cosun SpeakUp はどのように機能するか?

4.1. 疑わしい不正行為に関する報告は、Cosun SpeakUp を通じて電話、ウェブサービス、またはアプリを通じて送信できる。その仕組みは次のとおりである。

- 告発者はフリーダイヤルに電話するか、Cosun SpeakUp ウェブサービスまたはアプリにアクセスし、アクセスコードを使用する (付録I を参照)。
- 告発者は、メッセージを話すか入力することで固有の報告番号が与えられ、それを覚えておく必要がある。
- 録音された報告は、SpeakUp によって書き起こされ、必要に応じて翻訳され、そして不正行為を報告するための連絡担当者に送られる (したがって、コスンの誰も告発者の声を聞くことはできない)。
- 不正行為を報告するための連絡担当者は、報告後7日以内にCosun SpeakUpウェブサービスまたはアプリに固有の報告番号を付けて応答を残すようにする。告発者が電話をかけ直すか、Cosun SpeakUp ウェブ サービスまたはアプリにログインすると、告発者は固有の報告番号を入力するよう求められる。
 - 告発者はメッセージを聞くか読んだ後、必要に応じて別のメッセージを残すことができる。
 - このサイクルは必要な限り繰り返すことができる。このCosun SpeakUpは付録IIにも含まれる。

4.2. 告発者は、報告書を提出する際に、原因や背景を含む、不正行為について可能な限り多くの情報を提供することが重要である。Cosun SpeakUpのウェブサービスとアプリを通じて、文書をアップロードすることも可能である。

5. 報告書はどうか?

従業員が上司または上級上司に提出する報告書

- 5.1. 原則として、上司または上級上司は問題を捜査し、必要に応じて不正行為を防止または停止するために適切な措置を講じるものとする。不正行為の性質に応じて、内部または外部の捜査を実施するか、または警察および/または司法当局に問題を付託する決定がなされる場合がある。
- 可能であれば、問題の処理の進捗状況とこれまでに行われた、または今後行われる措置について当該従業員に書面で通知する。
- 5.2. 上司または上級上司は、不正行為の報告とその措置について不正行為を報告するための連絡担当者へ通知すべきである。

不正行為を報告するための連絡担当者への報告

- 5.3. 不正行為を報告するための連絡担当者は、報告を受けた場合には、執行委員会の委員長に報告を受けた旨を通知する必要がある。必要に応じて、執行委員会の委員長は、報告を処理および捜査するための作業部会の設置を決定する。この作業部会は、初期評価に基づき、報告を捜査するかどうか、またその方法を決定する。必要に応じて、作業部会はまた、不正行為を防止または停止するための適切な措置について執行委員会の委員長またはその委員長が指名した管理者に助言する。
- 不正行為の性質に応じて、内部または外部の捜査を実施するか、または警察および/または司法当局に問題を付託する決定がなされる場合がある。
- 5.4. 告発者は、報告をしてから7日以内に、不正行為を報告するための連絡担当者からの回答を受ける。報告の受領確認の送信から最大で3か月以内に、告発者は報告の評価と、該当する場合は報告のフォローアップに関する情報を受ける。

- 5.5. 不正行為を報告するための連絡担当者への報告が執行委員会の委員長に関するものである場合、本規制の第5.3条に記載されている通り、執行委員会の委員長の役割は監査役会の会長によって代行されるものとする。

6. 外部にいつ、どこに報告するか?

- 6.1. コスンは、不正行為の疑いがある場合には、上述のように内部報告を提出するよう告発者に奨励している。ただし、告発者が不正行為の疑いを外部に報告すべきまたは報告できる場合もある。
- 6.2. EU法違反に関連する外部報告があった場合、告発者は、オランダ告発者保護法の第1a章に定められている当局に報告することができる。これらの当局のウェブサイトでは、報告書の提出手順、得られるアドバイスやサポート、報告書が提出された際に告発者が保護される条件に関する情報が提供されている。
- 6.3. 不正行為の疑いに関する外部報告があった場合、告発者は、法律によってまたは法律に基づき割り当てられた任務または権限に基づき不正行為の疑いについて捜査を行っている、管轄当局または行政機関、部門に報告することができる。その場合、告発者にはオランダ告発者保護法の第1b章に記載されているように通知されるべきである。
- 6.4. 最初にコスンに内部報告することは義務ではないが、オランダの告発者保護法に基づき可能な限りこれが好ましいことであり、推奨されている。

7. 法律上の保護

- 7.1.** 本規制の規定に従い、誠意を持って不正行為の疑いの報告を提出した告発者は、その報告の結果として彼らの立場においていかなる形でも不利益を受けることはない。この不利益の禁止は、影響を受ける第三者にも適用される（上記の2.1を参照）。コソンは告発者および影響を受ける第三者への不当な扱いを容認せず、彼らを不当な扱いから保護する。
- 7.2.** 報告は最大限の機密性をもって扱われる。報告の取り扱いに関与するすべての関係者（作業部会のメンバーを含む）は、機密保持を義務付けられる。
- 7.3.** コソンは、告発者、不正行為を行ったとされる人物、またはその人物と関係がある人物の身元に関する詳細、これらの人物に繋がる情報、または企業秘密に関する情報を、彼らの同意なしに開示しないものとする。ただし、当局による捜査や訴訟手続きが行われた場合には、声明を発表したり、告発者の名前を挙げたり、告発者に証拠の提出を求めたりすることが必要になる場合がある。このような状況では、法律で許容される範囲で、告発者の身元が開示されることについて告発者に事前に通知を行う。
- 7.4** 本規制に基づき収集された情報は、一般データ保護規制およびその他の適用される法律および/または規制で定められる個人データとみなされる場合がある。

一般データ保護規則に基づき、告発者は特定の条件下で自分の個人データへのアクセス、異議の申し立て、訂正、および/または削除の権利を有する場合がある。この目的のためのリクエストは、告発者によって不正行為を報告するための連絡担当者に提出される。従業員は、そのようなリクエストを上司または上級上司に提出することも可能である。

誰かに対する全面的な捜査が開始された場合、コソンは国内法で定められている期限内にその人に通知する必要がある。

証拠隠滅や捜査に支障をきたす恐れがある場合には、関係者への連絡は一切行わない。

8. 匿名の報告

- 8.1.** コソンは、不正行為の捜査が複雑になる可能性があるため、匿名の報告は可能な限り避けたいと考えている。ただし、告発者が匿名の報告以外の方法がないと判断した場合には、可能な限り上記の手順に従って対応する。（付録IIを参照）。
- 8.2.** Cosun SpeakUpでは匿名の告発者とのコミュニケーションを確立できる匿名報告を提出するオプションがあるため、コソンは、匿名の手紙や電子メールなど、他のあらゆる形式の匿名報告を無視する権利を留保する。

9. 虚偽の告発

- 9.1. コスンは、合理的な根拠に基づきコスン社内で不正行為が存在すると誠実な疑いを抱いている告発者に対して、これを報告するよう奨励している。調査の結果、告発内容が確認できない場合、または告発が不当であることが認められた場合には、善意で問題を報告した告発者に対していかなる措置も講じられない。
- 9.2. 不正行為の捜査には時間と費用がかかり、関係者に潜在的な損害を与える可能性がある。申し立てが悪意のあるものであることが判明した場合、コスンは悪意のある申し立てを行った告発者に対して懲戒処分を行う可能性がある。

10. 保存期間

- 10.1. 報告に根拠がないと判断された場合、捜査は中止され、個人データは直ちに削除される。
- 10.2. 悪意のある申し立てがあった場合、報告の対象となった人物または告発者に対して懲戒またはその他の措置が講じられている場合を除き、データは報告が完了した後2か月を超えて保管されないものとする。

11. 施行

- 11.1. 本規制は 2023年1月11日 に発効し、2019年9月1日版の不正行為（の疑い）の報告に関する規制に代わるものである。
- 11.2. 中央労働評議会は本規制の内容に同意した。

付録I



QRコードをスキャンして、電話、
ウェブサービスまたはアプリで Cosun
Speakupサービスにアクセスします。

アクセスコード: : 107473
www.cosun.com/speakup

不正行為 (の疑い) を報告したいのですが、
どこで行えばよいですか？*

はい

あなたは従業員ですか？

いいえ

内容について、上司または上級上司に相談
することに抵抗はありますか？

いいえ

上司または上級上司と話
し合ってください。

はい

Cosun SpeakUpを使用する (電話、イン
ターネット、またはアプリ)

あなたの (匿名の) 報告は、Cosun
SpeakUpを介して不正行為を報告す
るための連絡担当者へ送信される

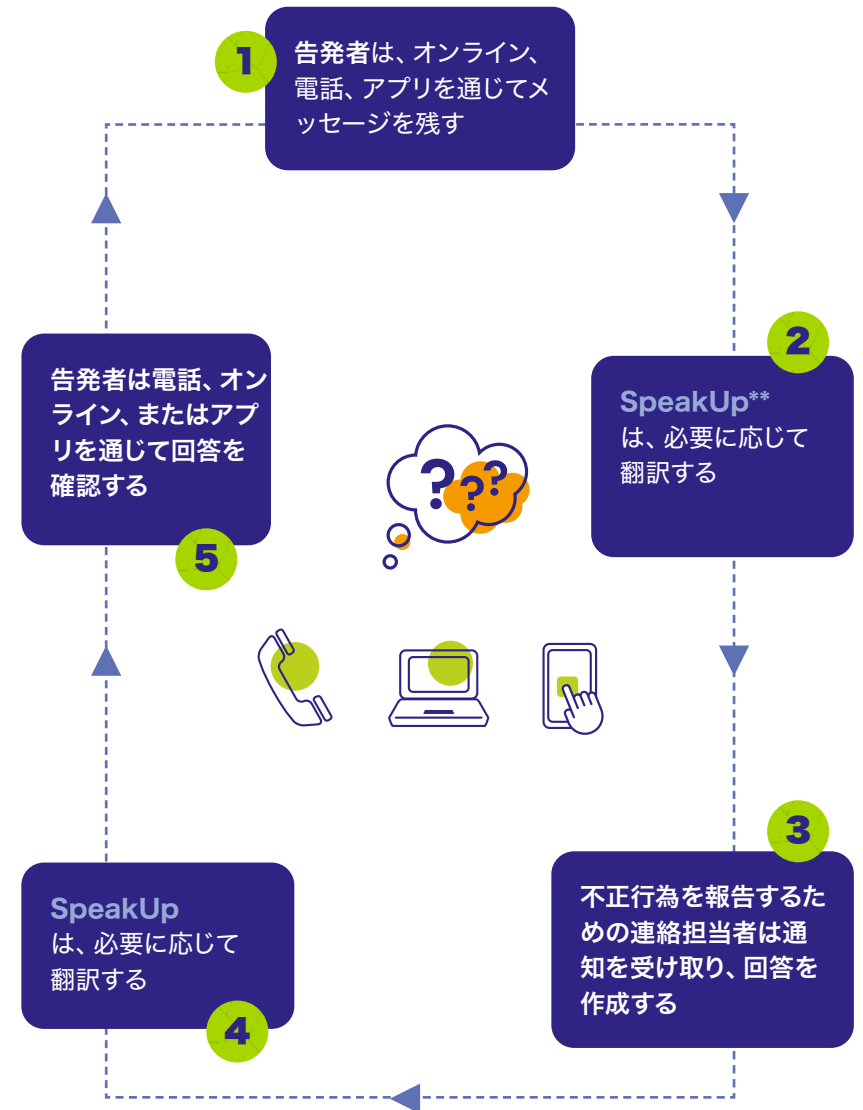
匿名または非匿
名のメッセージ
を残すことが可
能である。

あなたの報告書が捜査される

報告を提出する際に、支援、機密性のあるアドバイスまたはサポートが必要ですか？ その場合は、
不正行為を報告するための連絡担当者、または Huis voor Klokkenluiders (オランダ内部告発者
機関) の諮問部門などの外部アドバイザーにご連絡ください。

*外部報告については、不正行為 (の疑い) の報告に関する規制第6条を参照

Cosun SpeakUp



**People Intouchは外部の独立した会社である。

